



令和 7 年 3 月 21 日

県民への説明

福岡県糟屋郡粕屋町上大隈 437-7
特定非営利活動法人自立生活センター福岡
代表理事 藤田幸廣

1 説明に係る事実

令和 4 年度及び令和 5 年度に係る事業報告書等を事業期間終了後 3 ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2 事業報告書等の提出がなされていない理由

法人としての事務局の体制が整わず活動が低迷し、令和 6 年 12 月に PC の基本データの損傷も加わり提出が出来なかった。

3 今後の提出の予定

今後令和 7 年度総会の議決を得て、令和 7 年 9 月 30 日までに、提出することを約束します。

4 事業報告書等の提出時期を遵守するための方策

今回、法第 29 条に違反し、法第 80 条に基づく過料が科されるような事態が生じたことについて、理事会及び総会で説明し、事務局の機能を強化します。